

第6 工事中の防火対象物の安全対策

工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策は次によること。

1 消防協議の対象となるもの

建基法第7条の6に規定する仮使用認定に係る消防協議があった場合、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等が無いものとみなして基準に適合するかどうかを審査するものとする。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査するものとする。

(1) 新築の場合

ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

法第17条の基準に従って消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置され、維持されていること。ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて次のうち必要な措置を講ずること。

(ア) 機能を停止する消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は必要最小限度にすること。

(イ) 自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。

(ロ) 消火器、非常警報器具、避難器具、誘導標識その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。

(ハ) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等又は特殊消防用設備等を増強すること。

(ニ) 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。

(ホ) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事を行うこと。

イ 防火管理等

(ア) 法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物として消防計画を樹立すること。

(イ) 工事部分の各種作業に対しては、条例第29条に基づき適切な火災予防措置を講じること。

※ 発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わない。また、溶接・溶断作業を行う場合には次のことを遵守すること。

a 作業を行う前には、防火責任者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。

b 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

c 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行うこと。

(ウ) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物の量は最小限度とし、かつ、危険物については条例第 31 条及び第 32 条に基づき適切に取り扱うこと。

(エ) 工事用シートは防災性能を有するものを使用すること。

(オ) 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

ウ 防火区画

仮使用部分とその他の部分とは、次に該当する防火区画がなされていること。

(ア) 耐火建築物にあっては、耐火構造の床若しくは壁又は建基政令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備である防火戸で区画すること。

(イ) 耐火建築物以外の建築物にあっては、準耐火構造又は防火構造（下地不燃に限る。）の床若しくは壁又は防火戸（建基法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画すること。

(ウ) 前(ア)又は(イ)の区画に用いる防火戸は、建基政令第 112 条第 14 項の規定に適合するものであること。

ただし、状況によりやむを得ない場合にあっては、同項第 1 号ハの規定を除くことができる。

(エ) 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙設備の風道の吹出口等を鉄板その他の不燃材料で塞ぐかこれと同等以上の措置をすること。

(オ) 工事施工部分に面する給水管、配電管その他の管の開口部を鉄板その他の不燃材料で塞ぐかこれと同等以上の措置をすること。

エ 建築法令事項

現行建築法令の基準に適合すること。

(2) 増築等を行い、既存部分を仮使用する場合

ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前(1). アによること。

イ 防火管理等

前(1). イによること。

ウ 防火区画

(ア) 前(1). ウによること。

(イ) 建基政令第 112 条第 9 項の防火区画をすること。ただし、区画の開口部に設ける防火シャッターは遮煙性能を有するものでなくてもやむを得ないものとし、また、風道が区画を貫通する部分に設けるダンパー、ヒューズダンパーでもやむを得ないものとする。

※ 既存不適格建築物は増築後においては、建基法第 86 条の 7 に規定するものを除いて現

行基準が適用されることとなるので、仮使用の期間中であっても可能な限り現行基準に適合させること。(以下、エ及びオに同じ。)

エ 避難施設

建基政令第5章第2節(第123条、第124条、第125条第3項及び第4項並びに第126条を除く。)の避難施設を確保すること。

オ 非常用の進入口

建基政令第126条の6又は第126条の7の非常用進入口を確保すること。ただし、非常用の昇降機が設けられている場合、又は幅員4m以上の道路等に面して消火活動上有効な開口部(直径がおおむね1m以上の円が内接するもの又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上のもの)がおおむね40m以内ごとにある場合、その他消火活動上支障ないと認められる場合はこの限りでない。

カ 敷地内通路

建基政令第128条の敷地内通路を確保すること。

キ 地下街

地下街にあつては、建基政令第128条の3の基準に適合すること。

2 消防協議の対象とならないもの

消防協議の対象とならないものに対しては、次の事項を指導するものとする。◆

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前1.(1).アによること。

(2) 防火管理等

前1.(1).イによること。

(3) 防火区画

使用部分と工事部分とは準耐火構造、防火構造(下地が不燃材料のものに限る。)又は不燃材料(金属(下地を除く。)及びガラスを除く。)で造った壁又は床で区画し、区画の開口部には防火戸を設けること。ただし、内装工事等の軽易な工事を行う場合で、火災予防上支障のないものについてはこの限りでない。

(4) 避難施設

使用部分から直通階段又は屋外への出口に通じる出入口及び廊下その他の通路、直通階段、避難の用に供するバルコニー等並びに避難の用に供する屋上広場を有効に確保すること。

(5) 非常用の進入口

3階以上の使用部分には、非常用の進入口を確保すること。ただし、基準時以前の建築物で、消防隊の進入に有効な開口部がある場合はこの限りでない。